

第 36 話<上寺用水>の要約と参考資料

第 36 話の<上寺用水>要約

山麓の上寺地区が土呂久川から用水を引いたのに触発され、目の前の川の水で田を作ろうとしたところ、水利権を理由に反対され、2 人の青年が提訴して開田が認められました。このできごとから土呂久は、“和”の大切さと権利のために戦うことの重要性を学びました。

第 36 話<上寺用水>の参考資料

36-1 上寺用水（土呂久用水）開通

藤寺非宝「岩戸村維新以前田成開発史」より要点を抜粋

- 土呂久用水最初の見立は文政 12（1829）年正月で、本村用水路として測量は最も古かった。恐らく本郡一に古い見立であろうと思ふ。（文政 12 年正月見分。トロク樋ノ口下タヨリ見立）
- 然るに、天保 6（1835）年に水源を変更して測量した。（天保六年、トロク井手口鶴ノ脇ヨリ、土持靈太郎後見、見立）
- 万延 2（1861）年正月 25 日より、いよいよ工事着手。
- 文久 3（1863）年 8 月より、五ヶ村通用水始まる。
- 隧道掘貫工事 文久 2 年 7 月に着手、文久 3 年 7 月 9 日、まる 1 年の歳月を費やして完成。
- 文久 3 年 8 月 16 日、通水成就。

土路久水神石銘より

銘

富録上村五箇村用水

奉斎 水分神靈石 峯（ときに）慶応元年

抑此用水、祖母嶽南面之麓富麓門惣見ヨリ五ヶ村門迄百三拾余丁。其中、岩下東ヨリ西荒谷エ掘貫八拾間。去ル文久二壬戌七月ヨリ元治元申子七月荒谷へ掘貫通水成就。同年五月見分有。辛酉ヨリ文久三癸亥四月五ヶ村掘通。（以下略）

36-2 ヌキほり熊五郎による隧道掘削

宮崎県耕地課「宮崎県土地改良史」P83

62. 東岸寺用水（西臼杵郡高千穂町大字岩戸）

なお、東岸寺用水口屋坂と土呂久用水荒谷に残っているヌキほり熊五郎夫婦の努力、五ヶ村徳永全作の石垣工事、とくに旧田原村河内に残る大眼鏡橋は、傑作として名橋

の名を残した。

土呂久五ヶ村間用水開鑿記抄（上寺普通水利組合「土呂久よ里五ヶ村へ掘通用水旧記写」）

一、文久元辛酉年正月二十五日より五ヶ村通用水始る。

一、文久元年（酉）六月二十七日より土呂久、東岩下の上、西荒谷間掘貫始まる。東西八十間、此の隧道工事文久三年（亥）七月九日迄にて成功。

七月九日晴天

一、土呂久新用水ほりぬき今暁七ツ時貫通申候、飛脚を以て宮水役所へ申達候

36-3 熊五郎夫婦による東岸寺用水の隧道工事

碓井哲也「駄渡瀬の流れ」（「扇の峰」P32）

中でも、いまの世にも語り草となっている土呂久南、口屋坂掘り抜き（隧道）工事について、庄屋日記は伝える。（*口屋=通行人調所）

4月15日 晴天 一安政2年一

一、ホリヌキの事、今日御出役（役人）が御立合いにて7百目（賃金）の請け相止め、左の通り相極め申し候。

是まで働き候分、熊五郎（石工）1日6匁宛、同人妻1日3匁宛相渡し候筈。

一、以来、5尺1間、銀（現金）参拾目宛にて一切構いなし。請掘りの筈に相極り申し候。とある。

この熊五郎が請負った難工事は、9月19日に貫通した。庄屋日記はこの日のことを、「口屋ほりぬき今夜四ツ過ぎ（10時過ぎ）頃、掘り通し申し候」とあり、翌20日の日記に「右に付き、井手下男女惣かかりにて、所々つくろひ申し候」とある。つくろひ（い）は手直しである。

この様に、庄屋日記は口屋坂の掘り抜きが一日も早く、と願う井手下組の心情を伝えている。この20日は、井手下組が待望の水を迎える16日前のことであった。

安政2年3月5日に着手した口屋坂工事は、長さ70間5尺とある（現在83メートル）。掘り抜きを終えた9月19日まで、約7か月の難工事で、全施工233日の大半が、口屋坂その他の隧道工事に集中した。

36-4 上寺用水水利権訴訟

上野登「土呂久闘いの系譜—明治の教訓を今訴訟に一」（鉦毒17号；1976年10月10日）

幕末の一時期、岩戸には用水ブームがあった。嘉永7年（1854）の黒原用水を手はじめとして、その後の5年間に東岸寺用水、仏ノ尾用水、日向用水が開かれた。そして、文久3年（1863）上寺用水も完成した。

惣見に2人の青年が居た。小笠原利四郎と佐藤為三郎である。利四郎の家は高みにあり、為三郎の家はその下手の畑の中にあった。この青年たちは、長ずるに及んで父親たちの不満を当然と考えるようになった。それは、惣見が上寺用水の水源地にあるにもかかわらず、その用水権を持っていないという矛盾である。このために、惣見から立宿の竹の上集落までは、水問題に苦勞していた。なかでも惣見は水源地だけに深刻であった。

惣見の人たちは、西南戦争で遅れた地租改正後、現金収入の増加に迫られていた。家計を安定化する最高の手段は開田である。ついに惣見の人たちは、簡易水路を作って開田化に踏み切った。これをみて、上寺用水の水利権所有者は、水利権の侵害だと苦情を申し入れてきた。惣見の人たちは、一瞬たじろいだ。この解決は、裁判以外にはなかったからである。この時、小笠原徳三郎と佐藤栄八は提訴を主張した。2人の青年の父たちである。村の寄合いは何回も開かれた。しかし、家や財産がなくなってしまうという理由で、裁判にのりだす人はいなかった。2人の青年は、父親の意を受けて、自分たちだけで争うことに決め、宮崎地裁に提訴した。

この裁判では、裁判長が利四郎に「惣見水路は昔からあったのではないか」と、有利な誘導じん問をしてくれたのに、利四郎は「いや最近作ったものだ」と答えた話が伝えられている。この話は、利四郎たちの馬鹿正直さを伝える笑い話になっているが、私は、この話を聞いて、利四郎たちの正面切った権利要求の姿勢を感じた。

宮崎地裁は、利四郎たちに有利な判決を言い渡した。驚いたのは上寺用水である。早速、長崎の控訴院に上告した。利四郎たちは、道元越えて高森に出、遠く長崎まで、何回も脚を運ばねばならなかった。徳三郎と栄八は、生き別れのような気持ちになって、道元峠から2人の青年を見送ったという。長い争いのなかで、ついに和解に達した。上寺用水が開田した程度の開田を、2人に許すというのが和解の結論であった。これで、利四郎は5反、為三郎は約1町の水田を開くことができた。

これは、明治30年を前後する7年間のけい争であった。しかし、惣見で上寺用水の水利権をもつ者は、いまでもこの2軒だけである。家や財産が無くなることを恐れて尻ごみした人たちは、不安定な水利の水田に依存しなければならなかった。

このけい争の精神は、為三郎の系譜を通じて生きていくようである。土呂久鉞毒の告発以後、佐藤勝さんは被害者の会に加入し、闘いの姿勢をとった。一見控えめな人柄に見えた勝さんの血の中には、激しい為三郎の血が流れていたのである。認定を目前にして逝去した勝さんの血は、妻のトネさんが受け継ぎ、第一次訴訟の訴状のなかに勝さんは生きていく。